

特集2

タトゥー事件 を振り返る

特集の趣旨

川上博之 かわかみ・ひろゆき 大阪弁護士会、本誌編集委員

タトゥー彫師TAIKIさんの医師法違反事件裁判は、2015（平成27）年9月8日付略式命令（罰金30万円）に対し、正式裁判を請求して始まった。

2017（平成29）年9月27日に言い渡された一審大阪地裁の判断は、罰金15万円を命じる有罪判決であった。控訴審では2018（平成30）年11月14日に逆転無罪判決が言い渡され、その後は舞台を上告審に移していたが、2020（令和2）年9月16日、検察官上告を棄却する最高裁決定がなされ、無罪判決が確定するに至った。

5年間に及ぶ弁護活動は、彫師という職業と、本来あるはずの自由を守るための闘いであった。この事件を担ったのは、亀石倫子（62期、一審・控訴審主任弁護人）、三上岳（60期、弁護団長）、吉田泉（59期）、久保田共偉（64期）、白井淳平（67期）、城水信成（69期）、川上博之（62期、上告審主任弁護人）の7名の弁護団である。

この事件では、入れ墨に対する世間からの嫌悪や保健衛生という大義名分が大きな障壁となったが、最大の壁は当時の通説・判例とされた解釈であった。弁護団は、医師法の解釈や憲法上の権利について適切な主張を展開すべく、多くの研究者の協力を仰いだ。控訴審での無罪判決、

そして最高裁の決定は、こうした研究者との協働の成果である。ご協力いただいた全員を紹介できないのが心苦しいが、この場であらためて御礼を申し上げたい。

本特集では、一審段階から相談・協力を仰いでいた辰井聡子先生と曾我部真裕先生それぞれとの座談会を企画した。辰井先生には医師法17条の解釈について、曾我部先生には憲法上の問題点についてご協力をいただいていた。各座談会は、本事件に限られず、法解釈を争う事件での実務家と研究者の協働のあり方、刑事裁判の役割等について示唆に富む内容になっている。

最高裁決定を導いた弁護活動については久保田弁護士からの報告がある。事実を丁寧に積み重ねることの重要性をあらためて認識させてくれるはずである。

また、この刑事裁判が彫師たちに与えた影響、今後の制度作りについて、吉田弁護士からの報告がある。裁判と両輪で行われた運動についての貴重な報告である。

最後に、本特集には直接登場しないが、そのバランス感覚と語学能力を遺憾なく発揮してくれた白井弁護士と、最若手という立場ながら獅子奮迅の働きをしてくれた城水弁護士の活躍があったことも紹介させていただきたい。 